令和7年度 飼い主のいない猫の避妊去勢手術支援事業の支援について

問 阿蘇保健所 衛生環境課　☎０９６７－２４－９０３５

熊本県では、飼い主のいない猫に対する避妊去勢手術支援事業を下記のとおり実施します。

【費用】無料

支援対象者

飼い主のいない猫によるトラブルを防止するため、活動地域における飼い主のいない猫の頭数や生息個体情報等を継続的かつ適正に管理することができる2人以上の成人による活動組織またはグループ(但し、同一世帯のみで構成されるものを除く。)

対象猫

県内(熊本市を除く)に生息する飼い主のいない猫。
※飼い主がいる猫は対象外です。
※手術実施済みの猫(さくら猫等)についても対象外です。
※手術に適さない(けが・病気をしている等)も対象外です。

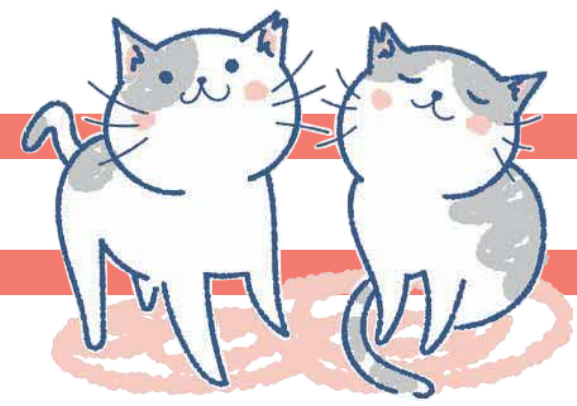

依頼頭数上限

原則、1つの活動組織及びグループにつき10頭まで

提出書類

①避妊去勢手術支援依頼書
②活動地域の見取図及び管理している猫の一覧
③飼い主のいない猫の避妊去勢手術支援依頼に係る確認書
※各様式については、熊本県ホームページをご確認ください。
※提出先は「阿蘇保健所　衛生環境課」へ提出してください。
阿蘇保健所　住所：阿蘇市一の宮町宮地2402番地　☎0967－24－9035

対象猫の搬入、手術、返還

□ 対象猫は、依頼者自身で捕獲してください。(捕獲器に入れた状態での搬入。キャリーバッグなどでは受付できません。)
□ あらかじめ指定された日時及び場所へ搬入してください。(本人確認ができるもの(運転免許証、保険証、マイナンバーカード等)を必ず持参してください。)
□ 原則、手術日の翌日に返還。(対象猫を引き取りに来ていただきます。)
※猫はさくら耳になった状態で返還されます。

【捕獲器の貸し出し】

高森町役場生活環境課で捕獲器の貸し出しを実施しております。捕獲器の数には限りがありますので、ご希望の場合は事前に貸出状況をお問い合わせください。原則20日間の貸出期間となります。

【依頼書受付期間】

令和7年4月10日(木)から令和8年2月27日(金)

高森町公式LINE開設しました！

高森町公式アカウントでは、令和7年4月よりイベント情報や暮らしに役立つ情報などの町政情報を配信しています。友だち追加と簡単な受信設定で町政のほかにも気象情報や災害情報等、自分が欲しい情報を受け取ることができます。
ぜひお友だち登録お願いします。

友だち追加はこちらから